

(公開用 会議録原本と一部異なる部分があります)

令和 4 年

第 3 回東栄町議会定例会

会 議 録

(第 2 日)

令和 4 年 9 月 8 日 (木)

令和4年第3回東栄町議会定例会 会議録

招集年月日 令和4年9月8日(木) 開会 午前10時00分
閉会 午後12時19分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 浅尾もと子</u>	<u>2番 伊藤紋次</u>
<u>3番 伊藤真千子</u>	<u>4番 山本典式</u>
<u>5番 伊藤芳孝</u>	<u>6番 森田昭夫</u>
<u>7番 加藤彰男</u>	<u>8番 原田安生</u>

不応招議員 なし

<u>出席議員</u>	<u>1番 浅尾もと子</u>	<u>2番 伊藤紋次</u>
	<u>3番 伊藤真千子</u>	<u>4番 山本典式</u>
	<u>5番 伊藤芳孝</u>	<u>6番 森田昭夫</u>
	<u>7番 加藤彰男</u>	<u>8番 原田安生</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 村上孝治	副町長 伊藤克明
教育長 佐々木尚也	総務課長 伊藤太
税務課長 藤田智也	福祉課長 亀山和正
経済課長 佐々木豊	建設課長 原田経美
教育課長 青山章	医療センター事務長 前地忠和

病気により欠席 住民課長 伊藤仁寿

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長谷川伸

出席議員の報告

日程第1 一般質問

- (1) 7番 加藤 彰 男
- (2) 4番 山 本 典 式
- (3) 1番 浅尾もと子

議長（原田安生君）

ただいまの出席議員は8名でございます。欠席はありません。また、執行部から住民課長の欠席届が出ております。これを了承しておりますのでよろしくお願い致します。ただいまから令和4年第3回東栄町議会定例会一般質問を開会いたします。

議長（原田安生君）

日程第1、一般質問を行います。今回通告がありましたのは、お手元にご配付してあります議事日程のとおり3名でございます。質問は、答弁を含めて50分以内で行います。初めに一括質疑方式、一問一答方式か質疑方法を述べてから質問を行ってください。答弁者は自席で行いますので、お願い致します。

----- 7番 加藤彰男 議員 -----

議長（原田安生君）

それでは、7番、加藤彰男君の質問を許します。

（「議長、7番」の声あり）

はい、7番、加藤彰男君。

7番（加藤彰男君）

議長の許可のもと、一般質問を行います。今回は「靈感商法」「悪質商法」から住民を守る取り組み「誰もが被害に遭わないためについて」一問一答にて質問を致します。先の参議院選挙の街頭演説中の7月8日、安倍元総理大臣が奈良市で銃撃され亡くなられるという事件は、日本全国そして世界へ大きな衝撃として広がりました。まさに民主主義の根幹を揺るがす断じて許されない事件です。改めて心よりご冥福をお祈りいたします。その後安倍元首相の銃撃事件の余波が広がる中、旧統一教会など宗教と政治の問題、さらにそれに関わる旧統一教会による靈感商法の被害や信者の巨額な寄付が改めて社会問題として連日取り上げられています。今後の捜査によって明らかになる点も多くあると思いますが、幅広い消費者被害の問題として、消費者庁を担当する河野太郎担当大臣は有識者を交えた検討会を立ち上げ、靈感商法や開運商法全般への対策を議論し検証するとなりました。そし

て8月29日には第1回の検討会が開かれ河野担当大臣は消費者庁の枠を超える場合には政府に提言することになると思うが境界を定めず自由に議論して欲しい旨を述べています。また法務省、警察庁、消費者庁、内閣官房などの関係省庁連絡会議の会合も行われ、悪質商法の相談や被害の救済のための相談集中強化期間を設けることが決まりました。まさに政府が一丸となってこの問題に取り組み、被害者の救済や被害の防止に実効性のある取り組みができるかが問われています。東三河広域連合は発足して8年目になります。広域連携事業、権限移譲事務、共同処理事務ね3つを取り組みの柱にしていますが、その中の共同処理事務の一つとして消費者安全法による消費生活相談等を進めています。今回明らかになった消費者被害としての問題を基礎自治体の市町村として広域連合とともにどのように取り組んでいくかが重要になっています。以上を踏まえて、次の回答を求めます。一問目です。町内における消費者相談の状況と、いわゆる消費者被害への対応はどのようになっているのでしょうか。

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

はい、お答えします。まず消費者相談の状況につきましてでございますが、東三河8市町村で構成します東三河広域連合で対応しております。豊橋、豊川、蒲郡、田原、新城の5市は資格を有する消費生活相談員が在籍する消費生活センターを構え、設楽町、東栄町、豊根村は消費生活相談室として相談員を有さない対応となっています。当町の場合、私、経済課長を室長とした担当者との二人体制で窓口業務を行っています。次に消費者被害への対応につきましてですが、相談者からの電話相談を受けた場合、広域連合へまず情報提供を行いまして、相談者と相談員による聴き取りについて相談者の意向や負担を考慮しながら、一例としましては専用タブレットを用いたオンライン相談などに繋げるなどしまして、困りごと解消に向けて対応しております。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

今広域連合を含めた相談体制という事で3町村については相談室というふな事と、それから直接の相談と同時にオンラインによってタブレット等の活用と捉えています。このような相談状況又は消費者被害に繋がるような事例、各市町村ともに広域連合全体という点もあると思いますが、個人情報やプライバシーまた人権に配慮した上で注意喚起の情報として、これを活かすことも大切と考えます。例えば広報とうえいの紙面や町のホームページ

ジ、そして12チャンネルなどを使って具体的な事例をあげながら住民の皆さんに注意喚起また啓発を行う事が大事かと思いますが、その点はどうでしょうか。

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（原田安生君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

具体的事例を挙げての注意喚起等につきましては、町民から受けた相談内容は相談者への配慮等を含めてなるべく避けまして、一般的な被害事例や地域に特化した被害事例と見込まれるものであれば、できるだけ被害がおきる前の早め早めの情報提供を行うべきと考えております。そうした中で消費者庁を始めとする上級機関から提供される消費者被害注意喚起情報につきましては、地域または世代に関ししましては、町のホームページや12チャンネルを活用して周知していくものと思います。また9月の広報では県民生活課から発行されました消費生活情報あいちくらし高齢者の消費者トラブル未然防止特集号として取り上げられていましたので、全戸に配布させていただいたところであります。その中には格安スマホの落とし穴といったようなトラブル事例も掲載されている他、相談先となりますセンターの連絡先等も掲載されております。以上です。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

今の説明のところで当然こういう相談の事例というか相談内容については本当に個人の人権やプライバシーそして個人情報もしっかり守られることは前提だと思います。その中で先ほどありましたように早めに注意喚起に結び付けていく点では、様々な工夫や努力が必要かというふうに思います。それから先ほど課長からありましたように広報とうえいの中に入っていて各世帯の方に高齢者消費者トラブルの冊子が入っている。これも大変いいかと思います。その中で国が今月設けています相談集中強化月間、これについては初日から相当数の相談もあるというふうになっています。この時期に合わせて全国のいくつかの自治体で連動してこの国の取り組みを広めていく取組をしています。大阪の枚方市などでは市のホームページ上で人権の問題や消費者被害等の関連で旧統一教会問題相談集中強化期間における相談対応についてというページを掲載してここでわかるようにしています。ですから様々な国と連動し国の取り組みとも連携しながらこういうPRをしていく点も必要かと思いますが、そのあたりの検討はどうでしょうか。

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

連携を図っていくというところなんですけれども、消費者行政につきましては、経済課が受け持つ分野でございますし、その他の件につきましては、福祉課ですとか住民課とかいろんな分野があるかと思しますので、そうしたところと連携を取りながら情報交換共有等密にしてやっていけたらと思っております。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

7番。

7番（加藤彰男君）

今回の事態一連の流れ、そしてこれに合わせる形の様々な国や自治体の対応は初めての部分もあります。ぜひそれぞれの自治体の取り組みを参考にしながら東栄町のどういう展開をするのか、ぜひ前向きに進めていただきたいというふうに思います。大きな点の2点目に移ります。消費者問題はその問題によって、相談内容はもちろん専門的な相談先、その対応方法も多岐多様にわたりますがこの点で十分な体制や対応これについてどうなっているでしょうか。

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（原田安生君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

十分な体制、対応が図られているかという点でございますけれども、東三河広域連合の消費生活相談員が商品やサービスに対する苦情や契約に関するトラブル、架空請求などの消費生活全般について相談に応じているところでございます。その中で令和3年度において当町で受け付けた相談につきましては、消費生活相談員から司法書士への相談が進められまして、問題の解決に繋がったという報告を受けておりますので連携して解決に向けて対応を図る仕組みづくりが構築されていると思われます。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

今回答がありましたように司法書士の方も含めてですね、もう一つ専門的な対応まで広まっているという点では、大変重要な部分かというふうに思います。東三河広域連合の消費者相談取り組みですけれども、広域連合としては消費者問題の専門家である消費生活相談員そして消費生活専門相談員さらに消費生活アドバイザーなど配置して専門的なより一層の相談体制を作っているということになると思います。そして同時に東三河地域という広域にわたる8市町村の相談に対応するためにタブレット等を使ったデジタル機器を活用したオンライン相談も進めています。実際、広域連合議会等の内容を含めると、これまでの事例として東栄町でのオンライン相談の事例なども説明されている経過があります。東栄町のような遠隔地ではオンライン相談も重要な位置づけになると思いますが今後の取り組み、どのように考えているのでしょうか。そして同時にこのオンライン相談の場合はそのオンラインの端末デジタルの機器、タブレットを相談者の方のところに設定するという点もありますので、役場の職員の皆さんがこの消費者問題そして被害の基本的な理解をしていくこの事も大事かと思います。さらにこのオンライン相談の仕組み、プロセス、当然個人の人権プライバシーが守られるという事を含めてこのオンライン相談などの仕組みなども理解する事が必要かと思いますが、この点はどうでしょうか。

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（原田安生君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

今後の取り組みはという点でございますが、相談者の相談方法といたしましては広域連合に属する身近な相談窓口消費生活センター、これは先ほど申し上げましたけれど豊橋、豊川、蒲郡、新城、田原の5市でございます。そちらに直接連絡される場合と経済課を介して消費生活センターに相談する場合がございます。経済課を介して相談を行う場合ににつきましては、オンライン相談先ほど言いましたオンライン相談の方法がございまして、これを使うことによって予約制のため待ち時間がないですとか、今この新型コロナウイルス感染症の感染リスクを避けて相談ができる、または移動手段がない人、足が不自由な方も家族の方と共に家にいながらにして安心して相談ができる等々利点があるため、特に高齢者の方には便利かと思われます。また、オンライン相談につきましては、消費生活相談員との対面相談、電話相談も含めてですね相談の選択肢が増えるということになりますので相談者にとっても有益であると考えておりまして、町のホームページとか12チャンネルなどでオンライン相談の周知はこれから図っていきたいと思っております。また、次に相談の仕組みやプロセスを理解する場も必要という点でございますけれども大きな市のように生活消費者センターといった資格を持った相談員を設けられればよいのですが、このような小さな町村では相談室としてセンターへの相談員のような橋渡ししかできないような状態でございます。しかし、センターへの誘導とか相談したい内容を聞き出す手段など職員に対しての学習の機会については県民生活課ですとか、東三河広域連合に相談しまして

業務の資質向上に努めていきたいと思っております。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

7番。

7番（加藤彰男君）

今説明がありましたけれども、その中ではこれまでの取り組みですと町村の場合は臨時の相談の日を設定して行っていた経緯があるわけですね。その時に近くにあるから相談しやすい面もあるけれども、具体的にその場に出かけることが相談しにくいという面もあるという説明があったと思うんですね。その点ではオンライン相談ということが極めて個人情報も守られるしということで、これが遠隔地の場合は特に必要ではないかと、それから今の話ですと町村の中には専門性がないということが直接消費者センターと相談ができることによって問題解決に対応が早くなるのではないかとということだと思っております。それで実際に相談の場面というのであれば、地域の所の住民の皆さんお一人お一人の中にあるわけですね。それをどう繋げていくのかということなんですけれども例えば区長会や民生委員協議会の場で、この東三河広域連合と市町村が連携している今説明があったオンラインを含めた消費者相談に具体的な取り組みの内容を特にタブレットをとった場合にどんなふうに使われるのかといったそういう説明をしていく必要があるんじゃないかというふうに思います。地域包括ケアシステムの中でも地域で見守りをしていくということが基本に言われているわけですね。それを前提にしながらもさらに区長さん方が民生委員の皆さんが様々な地域とのつながりの中でそれをキャッチしていくということで幅広い繋がりから消費者被害を見落とさない。そしてちゃんと保護していくという体制が必要かと思っております。この点ではどうでしょうか。

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（原田安生君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

消費者被害を見落とさないフォローしていく体制になろうかと思っておりますけれども消費者被害に合わないよう、またあった場合等の対応については日頃からの見守りっていうのも必要になろうかと思っております。区長や民生委員の方には県民生活課からの資料等によって消費者被害の状況ですとか、その実態等を知っていただくことは当然必要かと思っておりますし、「あれ、いつもと違って変だな」というような高齢者の暮らしの変化に気づいたら情報提供を頂けるようなそういう話しをこれからも繋げていきたいと思っております。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

7 番。

7 番（加藤彰男君）

そういう点では区長さん方や民生委員の皆さんをさらにこの部分として対応した時に何らかの情報のもう少ししっかりしたものが必要かと思うんですね。例えば東京都の市のところではこういう国民生活センターが出している消費者トラブルで悪質商法の手口をまとめたこのような冊子も数に限りはありますが必要な部数を確保して配布しているという取り組みもあります。東栄町のところで区長さん方や民生委員の方の数について言うならばこういう対応もできるのではないかというふうに思いますので、またぜひ検討して頂きたいと思います。3 点目になります。今回の靈感商法という形での消費者被害はこれまでの消費者相談とは違った対応と支援が必要です。先の消費者庁の第 1 回靈感商法等悪質商法への対策検討会の論議でもカルト宗教が人権侵害や反社会的活動という問題を持っていることまた、高齢者やインターネット上での被害は多いこと。そして被害者本人と同時にその家族にも様々な被害が及んでいること。そして日頃の消費者教育が重要であることなどが委員の皆さんから幅広い議論として出されています。そして実際は昨日もすでに 2 回目の検討会が行われている夕方ということで消費者庁の方でも迅速にこの取り組みを進めているわけですが、実際に弁護士による民法商法等の法的な専門的な分野での法律の支援、そして消費者被害によって生活困窮になってしまう経済的に大変苦しい状態になった場合には経済的な支援も必要になるわけです。そして、マインドコントロールのようにその人の生活自身が大変不安定になってしまったりとか、家族関係が崩壊するなどの点考えると精神的なケアや支援このような様々な支援対応が必要になっています。国の関係省庁連絡会議のように町の行政組織としても横断的なまた柔軟な対応が求められると思いますが、その点はどのように考えているのでしょうか。

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（原田安生君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

今言われた靈感商法という形での消費者被害という件でございますけれども、従来と違った対応支援が必要というところで靈感商法というのは靈感があるかのように振る舞って高額な値段で売ったりとか不当な金銭などをとる商法となっておりますが、東三河広域連合のホームページの方では過去の相談概要も公表しております、その中で靈感商法としての相談を受けた項目がないものですからちょっと確認させていただいたところ 2016 年から 2020 年平成 28 年から令和 2 年としては 3 件で、東栄町の相談者としては 0 件でございました。靈感商法に限らず消費者被害によって経済的に成り立たなくなる事例は他市町村でも発生しておりますので、東三河広域連合消費生活センター管轄する東三河広域連合

の方では国や県の動向を重視しながら対応を検討していきたいという状況でございます。その中で町や行政組織としても横断的な対応が求められるという点につきましては、経済課はやはり経済課としての消費者行政の業務、福祉課は福祉課としての高齢者対策などの業務、社協は社協としての生活支援などの業務などそれぞれ求められている事務が異なるように体制づくりも見守りの感覚で横断的な情報交換が必要であることはそれぞれの係で感じているところだと思います。それぞれの窓口が誰なのかいつもと違うといった生活変化への気づきを支えていくことが大事かと思います。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

7番。

7番（加藤彰男君）

今広域連合の相談事例の件がありましたけれども、今回の事態の以前の話ということですよね。全国靈感商法対策弁護士連絡会の方では、この事件以降ですと旧統一教会に関する被害相談が9月4日現在というところでは185件さらにこれが増えているになるわけですからこれまでにないペースで相談が増えているということで、この弁護士連絡会のホームページ上では相談電話が殺到し繋がりにくい状態が続いております。ご迷惑をおかけしますが、ご容赦くださいというお詫びのところが流れているというふうな状態ですから最終的にこれがどんな数になるか、つまり国の方の相談件数やさらにこのような連絡会等含めてそれぞれの相談件数は相当な数に上るのではないかというふうに思われます。今回答がありましたけれどもそれぞれの組織的な対応についての部分に触れますけれども東栄町のような小さな町が様々な幅広い相談支援体制を作ることは難しい現実がある。これはこの間の話の中での確認と思いますが、そしてその中で行政の中のタテ割りではない組織を作っていく。これは、まさに消費者庁で河野大臣が言っているところになると思いますし、今回答のところで窓口の対応をバラバラにしないというふうになっています。その点ではもう一つ住民の方々から一番身近な行政機関である役場こそがやはりいろんな関わりから早期に消費者以外の兆候を見つけ出していくというふうな体制が必要かと思います。この点もう一度確認なんですけれどもどんなふうにお考えでしょうか

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（原田安生君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

住民の暮らしの不安や心配事をキャッチする組織づくりというようなことになろうかと思いますがけれども、先ほども申し上げたとおりそれぞれの係が持つ機能はそのままでも横断的な情報提供っていうのは自体は共有できるかと思いますので、組織作りのことにつき

ましては、今のところ考えておりません。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

7番。

7番（加藤彰男君）

組織作りは考えていないということですが、基本的に今までの答弁からしますと恒常的つまり固定した組織はつくりたくないけれども、その相談内容やその状況によっては関係するところで連携をとっていくと柔軟な連絡対応体制をするという理解でよろしいですか。

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（原田安生君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

はい、そのような形で進めて行けたらと思っております。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

いずれにしても、形にこだわらずにつまり具体的な相談内容に迅速にまさに対応できる仕組みが大事だと思います。先ほど言いました消費者安全法のところではやはり情報を一元化していくこと、これは消費者庁に一元するわけですが、さらにこれを速やかに情報提供をしていくと、そして必要ならば行政措置をとっていくんだということが基本になっています。特にこの消費者安全法が出来たことによって、従来のタテ割りをということが無いような形をとる方向があったわけですね。ですから今回の河野大臣による検討会の設置やその論議の方向もこのことが背景になって今進んでいるという点ですから、国や県の動きという点でいうならばまさに経済課、消費者行政だけではないわけです。いろいろな分野がありますけれども、この消費者行政分野については国の消費者庁に併せてぜひ対応を進めて頂きたいというふうに思います。最後になりますけれどもこの8月29日のこの検討会の中で消費者教育の必要性についてというところで学校教育の場という関連で発言があった委員も見えます。同時に近年成人年齢18歳への引き下げや子どもたちのインターネットでの被害等の状況もあり、学年また学齢年齢に応じた幅広い消費者教育が大切になってるということもあります。一方消費者庁では令和2年度に中学生を対象にした消費者教育のプログラムの開発も検討しています。現在学校現場は引き続きのコロナ

過が続く中でギガスクール構想の取り組み等も含めてまさにいろいろ大変なところだと思います。その中でこの幅広い消費者問題、消費者教育という点が定義される中で学校教育との関わりについて担当課の方であればお願いいたします。

（「議長、教育長」の声あり）

議長（原田安生君）

教育長。

教育長（佐々木尚也君）

消費者教育に関わるご質問でございました。今子供たちの消費生活を考えてみますと家庭ごとの状況が基本的に異なっているという大前提がございます。家計の実態もそうございますし、収入と消費のバランスをどういうふうにしていくのかそれから消費の形をどんなふうにしていくのかということも家庭ごとで随分と違いがある中でございます。それともう一つは、昔私たちが育ちましたようにお金を握りしめてお店に行って買い物するという事が機会が非常に場面的にも少なくなったり、電子マネーとかそうしたものの動きによって子供たちの消費活動自体が形を大きく変えているという条件下でございます。そうした中でも議員ご指摘のようにインターネットの課金の問題等があちこちで頻発しているのは事実でございますので、基本的には教育課程の中では家庭課とか社会科の学習の中で学んでいくというのが多いかなというふうに思います。5年生家庭科が最初にきちっとそうしたことを学ぶ場面になるのかなと思うんですが収入と支出があるよということ。それからそのバランスを崩してしまうと大変なことになるようなこと。さらに消費者と売の人が合意をすると、例えば言葉だけでも契約が成立をしてしまうと金額の高に関わらずそういうようなことがあるということも学んだりするわけです。そういうような形で売買契約の基礎という事を5年生の家庭科で学習をするというのが第一段階かなと思います。それからインターネットのことは、特にタブレットの一人一台端末の貸し出しもしているところでもございますので、それに関わってそれから携帯についても所持している子どもが増えている現状がございますので、その事について全校児童それから保護者を対象にした安全教室等を複数回行っているということがあります。特にご家庭の中で約束事を決めるルールを決めるというような形でゲームやアプリの課金等を子どもがよいようにやりたいようにやるところに何とか歯止めをかけたいということで、そういうようなお話を親子でしていただくような場面を小学校でも持っております。また中学校に上がりますと、今度は主にこれは中学生3年生の学習になるわけですがけれども、公民分野の中で契約と消費生活、それから消費者の権利を守るためにというような学習をしてみたいと思います。その内容でございますけれども、消費者主権の話それから契約の話等さらに小学校よりは詳しく勉強して参りますし、それから消費者基本法やPL法、クーリングオフなどについての仕組み等についても学習していく事になります。また、同じく家庭科でございますけれども、3年生に入りますと消費生活環境という単元がございますので、その中で金銭の管理と購入、消費者の権利と責任、消費生活環境についての課題と実践等学習することになっておりま

す。商品を購入する事を考えて売買契約の仕組みについてさらに詳しく勉強すること、それから消費者被害のDVD等を活用して消費者の責任についても学習をしていくというふうなことでございます。先ほどご指摘のございました消費者庁の物もこういうところでご紹介をさせていただいて勉強をしていくことも可能かというふうに思っております。大変多様な問題が起こっておりますので、その一つ一つについて啓発をしていくことはなかなか難しいわけでございますけれども、本当に子どもの身近な事例とかそういうことがあった場合には、子どもたちにその事例を話しをして、こういうことがあるから気をつけてくださいねということを随時働きかけていることについては当然担任の先生方も常日頃から考えて働きかけて頂いているところでございます。以上でございます。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

7番。

7番（加藤彰男君）

今話のところでは家庭や子どもの現状ですね、それから現実今の段階でも学校の方では幅広い教育の中において実際に消費者教育につながる授業カリキュラムが内容をしていらっしゃるということですね。学校のまさに現場についてはカリキュラムの問題や学校行事も含めて大変な中だとは思いますが、でも国の方の先ほどの関係省庁のところの連絡会という話の中で、もう少し幅広い省庁が入るべきではないかという議論がされているようです。その点では、文科省もという話もあったものですから今後この推移の中で学校との関係も出てくるかもしれませんし、またその点では教育行政もご努力頂きたいと思いますので、よろしく願いいたします。それぞれ答弁いただきました今日今回質問いたしました消費者被害の問題は冒頭述べましたように安倍元首相の襲撃事件の真相究明の中で宗教団体による靈感商法をきっかけに消費者被害全般が問い直されるということで質問致しました。これまでも高齢者の消費者被害は社会的問題としてマスコミなどで取り上げられてきました。そして東栄町のように特に高齢化が進み同時に集落のコミュニティ機能が急速に弱まってきた過疎地では、より一層対策対応が必要です。先の消費者安全法の中にありますように被害情報の集約、そして情報提供、行政措置そのことが被害の拡大を防ぐその基本であるという事がこの法の精神であり趣旨であります。11月に開設される新しい診療所・保健福祉センター、愛称では東栄ひだまりプラザ。この施設の機能として高齢者の方に関わるいろいろな行政福祉のサービスが1ヶ所になるという点があります。まさに消費者被害を防ぐための重要な要素である情報をキャッチすること、情報を提供啓発すること、そしてさらにこの間答弁がありましたように関係機関、部署の柔軟な対応、連携した対応このことが可能になる施設だというふうにも言えます。新しい医療・保健・福祉施設が高齢者の皆さんの消費者被害の対応その対策それを防いでいくその場としても住民の皆さんの福祉の増進に寄与する多面的で多機能な施設として今後十分活かされてくことを期待しまして、私の一般質問を終わります。

議長（原田安生君）

以上で、7番加藤彰男君の質問を終わります。

----- 4番 山本典式 議員 -----

議長（原田安生君）

それでは、続きまして4番、山本典式君の質問を許します。

（「議長、4番」の声あり）

4番、山本典式君。

4番（山本典式君）

ちょっとマスク外させていただきます。議長のお許しを頂きましたので一括質疑方式で質問させていただきます。次の質問に移る前にちょっとお断りさせて頂きたいと思っておりますけれども、1番の東栄保健福祉センター建設に伴う調整交付金の確保についての中の（3）ですけれども、少しでも交付金がいただけるよう最善の努力をすると書いてありますけれども、これ最善の努力を重ねていくということにご訂正頂きたいと思っております。よろしくお願いたします。では質問致します。1番東栄保健福祉センター建設に伴う調整交付金約1億4,200万円の確保について。（1）その後の経過について伺いたい。（2）今回の大きな失敗の1つには交付金が貴重な財源になっているにも関わらず国県との重要な事前協議を無視して実施設計に着手完了してしまったことによるものと思う。なぜそんなに急いだのか私にはいまだに大きな疑問として残っている。前回この点を含めて正すと責任は私にあるとの答弁。慎重さを欠いた全く考えられない失敗と思うがこの点を改めて伺いたい。（3）町長は少しでも交付金が頂けるよう最善の努力を重ねていくと言っているが交付金と過疎債の両面から国県と協議を進めて心配ないのか、最終的な調整はできているのか伺いたい。2、令和3年度の決算を踏まえ今後の財政状況の見通しについて（1）前回町長は現状の財政状況特に自主財源の不足と依存財源に頼る状況に懸念を示していた。令和3年度決算については監査委員より健全財政との審査結果を頂いているが町長自身による令和3年度の財政状況を改めて伺いたい。（2）前回の一般質問において経常収支比率の数値が算出方式の変更により一転して76.2%という最良の数値になったことを正したが明快な答弁はいただけなかった。この数値は健全財政の目安となり現状における財政の実態を表すものと理解しているが、だとすればこの数値に少し違和感を覚えるが改めて伺いたい。3番、公共施設等管理計画個別施設計画に基づく事業の実施について（1）第1期実施計画期間である令和8年度までに解体等何らかの対応が迫られている施設が約12施設あると思う。東栄医療センター等を始め旧東栄小学校、産業会館など現状の財政状況からして計画通りの事業実施ができるのか伺いたい。（2）財源としては主に起債が中心となるとの答弁だったがこの点からしても常に町長が持っている財政計画を持って具体的に進める必要があるのではないかと思うが、この点の議論は進んでいるのか伺いたい。以上でございます

議長（原田安生君）

4 番山本典式君の質問が終わりました。質問に対する執行部回答を求めます。

（「議長、町長」の声あり）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

それでは山本議員の質問に答えさせて頂きたいと思います。まず東栄保健福祉センター建設に伴う調整交付金の確保についての質問でございます。まず1点目その後の経過について伺いたいとございますが、まず1点目事前協議は終了しております。12月に正式に交付金の交付申請を行う予定であります。次に2番目の質問でございます。今回大きな失敗の1つ私の責任である慎重さを欠いた全く考えられない失敗を伺いたいという事ですが、この点につきましても事前協議を終了し、交付金の交付申請を12月に行う予定であります。議員からの質問は交付金が交付されないことが確定していることを前提としているようですが、現状事前協議が終了しており不交付だと確定しておりません。次に最後に3番目の質問でございます。少しでも交付金がいただけるよう最善のというところでございますが、交付金の手続きは事務的に進めております。交付金が受けられない可能性も見据えて過疎債の準備を進めておりますが、交付金の有無が確定した段階で過疎債の必要性が判断できます。年度内にはその必要性が判断できる予定となっていますので、特段問題はないと考えております。以上でございます。

議長（原田安生君）

次に副町長の回答を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは私からは大きな2番についてご回答の方をさせて頂きます。まずその(1)でございますが、前回町長は現状の財政状況特に自主財源の不足と依存財源に頼る状況に懸念を示していた。令和3年度決算については監査委員より健全財政との審査結果を頂いておるが、町長自身による令和3年度の財政状況を改めて聞きたいとこととでございますが、まず本年度の決算におきましては監査委員からは一般会計の財政力指数は0.18であり、財政力の弱い状態が続いている。経常収支比率の数値からも引き続き財政構造の硬直化の注意は必要であるとの意見を頂いております。人口の減少と高齢化率の上昇により自主財源である地方税の額は令和3年度においても3億500万円と年々減少してきている状態にあります。こうしたことから自主財源の全体に占める割合も減少してきております。一方各種福祉手当等の補助費、消防費、情報、ごみ処理に対する補助費等、上下水道事業に対する操出金等、住民生活に直接関わってくる経費は年々増加してきております。また、公債

費についても以前より説明しておりますように今後数年は高い水準で推移されることが予想されます。このような状況を埋めているのは依存財源であり、その主たるものは地方交付税であり、さらに普通交付税であります。財政力指数 0.18 ということは、これを表しているものであります。財政健全化比率については、実質公債費比率の数値は前年度より若干下がったものの、今後は大型公共事業や簡易水道建設事業に充てた地方債の償還が見込まれることから、この数値については今後も注視していく必要があると考えておりますが、早期健全化団体となる数値とはかなり下回っておりますし、将来負担比率については 0 を下回っている状況から見れば現状では健全であると考えております。(2) の質問でございますが、前回の一般質問において経常収支比率の数値が算出方法の変更により一転して 76.2% という最良な数値になったことを正したが明快な答弁はいただけなかった。この数値は健全財政の目安となり現状における財政の実態を表すものと理解しているが、だとすればこの数値に少し違和感を覚えるが改めて伺いたい。経常収支比率については 6 月定例会の一般質問の折に回答させて頂きましたが、明快な答弁を頂けなかったということでありますので、再度経常収支比率の算出方法及びその推移、更には財政健全化比率の見解を述べさせて頂きます。また前回の質問にありましたが、経常収支比率の数値が算出方法の変更によって最良の数値になったというようなことではありますが、その点につきましては、前回回答させて頂きました通り算出方法の変更ではなく、経費に対する解釈が変わったという事が主な要因であるということの説明させていただいたことでもありますので、その点につきましては誤解のないようにご理解いただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。主な要因ということでもありますので、それ以外にも要因はあります。前回も申し上げましたが、この数値がどのように出されたか充分把握された上でご質問いただいていると思いますが、繰り返しの内容となることやご承知していることもあると思いますので、ご容赦いただきたいと思います。前回申し上げましたが経常収支比率は、経常一般財源に対する経常経費充当財源の比率のことを言います。経常一般財源は一般財源総額の内、地方税、普通交付税のように毎年度経常的に収入される一般財源。経常経費充当一般財源は人件費、扶助費、交際費などの経常的経費に充当された一般財源を指します。令和 3 年度においてその数値が 1.9 ポイント下がった要因は普通交付税及び臨時財政対策債の増加が主な要因であることは成果報告書の中で説明させて頂いておりますが、人件費を始めとする各種歳出における経常的経費については、年々増えてきておる状況であります。一方では経常収支比率を出す際の経常一般財源も増えております。経常一般財源には町税などの自主財源もありますが、大きなものは普通交付税であります。過疎債の償還に係るものも個々に含まれることになります。本町においては、以前もお話をさせていただいたと思いますが、交付税措置のあるものしか借り入れないという方針の下で財政運営をさせて頂いておりますので、公債費の歳出に対する一般財源の一定額は確保されていると言えます。経常収支比率は財政指標の一つであります。この数値の意味するものは財政の硬直化の目安であり、この数値が高くなれば自治体が独自の政策に自由にお金が使えないということにつながるものだというふうに理解しております。これも前回お話ししましたが、この数値のみをもって財政状況を語るものではないと思います。一昨日の議会本会議でも

報告させていただきました財政健全化判断比率は地方自治体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応をとるための地方公共団体の財政健全化に対する法律が平成 21 年に施行されたことに基づいているものであります。この中では、早期健全化基準を設け基準以上となった地方公共団体には財政健全化計画の策定を義務付けて自主的な改善努力を促すものとなっています。今年度の数値は標準財政規模を分母として実質赤字、連結実質赤字、実質公債費及び将来負担比率を計算して出しているものですが、その中でも将来負担比率については、今後一般会計が将来負担すべき実質的な負債を分母として計算されます。実質的な負債というのは、今後予定されている負債から交付税算出されるもの等が除算されたものとなりますので、先ほど申し上げましたように本町のように過疎債を中心に借り入れている場合は、成果報告書に記載のあります地方債の残高より実質的な負債はかなり少なくなります。さらに 30 億円余の基金は将来の負債の財源ともなります。こうした計算のもとに出されたのが、将来負担比率です。前回の一般質問の際に京都市は 97.いくつかで令和 10 年度に財政破綻する可能性がある事例を出されましたが、経常収支比率が 100 を超える自治体は全国に多数ありますが、このような自治体は将来において財政破綻する恐れがあるというとはありません。京都市が財政破綻する可能性があるといわれているのは、財政健全化比率の数値に問題があるのではないかと思います。そういった意味で毎年決算の際にはいくつかの財政指標を出して現状を説明しておりますので、経常収支比率のみをもって財政健全うんぬんを語るものではないと思いますし、それぞれの数値の意味をご理解いただけるとありがたいと思います。自主財源が少なく依存財源に頼ざるを得ない状況であるというのは事実でありますし、人口減少と高齢化が進む中で財政力指数は 0.18 という状況ではこれを解消するのはよほどのことが無い限り無理であります。こうした現状をしっかりと把握した上で、今後総合計画等に基づきながら財政計画を立てて財政運営をしていくことが肝要だと考えております。以上でございます

議長（原田安生君）

はい、次に総務課長。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（伊藤太君）

私からは大きな 3 番目、公共施設等管理計画個別施設計画に基づく事業の実施についてということで、1 番目ですけど、第 1 期実施計画期間中である令和 8 年度までに解体等何らかの対応が迫られている施設が約 12 施設あると思う。東栄医療センター等を始め旧東栄小学校、産業会館など現状の財政状況からして予定通りの事業実施ができるのか伺いたいということでもありますけれども、今年度の 6 月に除却を具体的に進めるためアスベストの含有調査を旧東栄小学校、産業会館、青年の家これら 3 つの施設について調査の経費の補正をお認め頂き、現在調査を行っております。この調査の結果を受け、解体費用の見積を

行い順次実施をしたいと考えております。その他の施設につきましても、優先順位をつけアスベストの含有調査及び財政化計画を立てながら順次進めて行きたいと考えております。次に2番目の財源として主に起債が中心がとなるとの答弁だったが、この点からしても常に町長が言っている財政計画を持って具体的に進める必要があるのではないかと思うがこの点の議論は進んでいるのか伺いたいということでもありますけれども、以前の一般質問の際には建て替え、統合、長寿命化に関する事業についての財源は起債が主になり除却、解体については一般財源が主になるとお答えをさせて頂いております。施設の増築、改築、更新、耐震化等に係る事業に関しては交付税措置のある過疎債・辺地債が主となると考えておりますが、過疎債・辺地債は施設の除去解体には充当できません。除去事業に充当できる地方債は公共施設等適正管理震災債がありますが、元利償還金に対する交付税措置はされません。今後は一般財源の確保、また起債も含め検討をしまして、財政計画を立てて実施していきたいと考えております。

議長（原田安生君）

執行部の回答が終わりました。ただ今の回答に対しまして、再質問はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）

はい、4番。

4番（山本典式君）

では再質問させていただきます。まず1番目の交付金の確保についてですけれども、ちょっと町長マスクで良く聞こえなかったけども、結論的に交付決定なるということですか。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

町長。

町長（村上孝治君）

再度お答えさせていただきますが、事前協議が終了し12月に正式に交付金の交付申請を行う予定であります。これをもって交付金が交付されることは確定する状況にあるかないかという状況でありますので、事前協議は既に終わっている。交付申請を12月にさせていただくということになります。以上です。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（山本典式君）

町長の判断だと交付金申請せよという指示があったから恐らく交付金はいただけるんじ

ゃないかという判断ですか。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

町長。

町長（村上孝治君）

今お答えをしたことが今までの経緯でありますのでそれからこの問題につきましては、まだ係争中でございます。本日も傍聴席に2名原告がおりますので、答弁はこれをもって回答させていただきます。それ以上はないとお願いいたします。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

4番。

4番（山本典式君）

私もはっきり言うと公金の確保については、恐らく事前協議は終わっておるとそれは私もわかっておるんですけれども、しかしそういった前提で私は質問を作る時になじまない質問にもなってしまうものですから、それがはっきりしているかどうかによって私も次の質問を考えておるんですよ。だからあやふやな答弁ではなくて、もう一回いいます。町長の恐らくいいんじゃないかということでもいいわけですか。そういう程度なら私次の質問をします。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

何度も言いますが、もう一度聞いてください回答を。まず事前協議は終了しております。これをもって12月に正式に交付申請をさせていただきます。山本議員も行政出身者ですので当然わかると思いますが、交付申請をして事務の流れは交付決定という状況になるわけです。ですから、その状況をもって先ほど3番目に言われましたように過疎債については交付金が受けられない可能性を見据えて、過疎債の準備を進めて参りました。従って交付金の有無が確定した段階で過疎債の必要性が判断できる。従って年度内にその必要性が判断できる予定となっておりますので、特段問題はないということでございます。以上です。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、４番。

４番（山本典式君）

交付金を提出する流れの中でそういうふうにするんだという事で理解しますけれども、10月に国の厚生労働省の事情聴取があるんじゃないですか。事前協議が。

（「議長、４番」の声あり）

議長（原田安生君）

町長。

町長（村上孝治君）

何度もいいました用に、事前協議は終了しております。以上です。

（「議長、４番」の声あり）

議長（原田安生君）

４番。

４番（山本典式君）

この流れを見ると私の資料を見ると事前協議、厚生労働省10月にあると書いてあるんですけどもこれ町から出た資料なんですよ。それで12月に県の国保課を通して交付申請をするという流れがあるんですけど、そうじゃないですか。じゃ国のあれはやらないという意味ですか

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

町長。

町長（村上孝治君）

何回も申しますように、今言った答弁以外ございません。

（「議長、４番」の声あり）

議長（原田安生君）

４番。

４番（山本典式君）

あの私も用意してありますので確定通知がきてないものですから、それを持って私もまだ交付申請だけの段階だという理解の中で質問させていただきます。まず町長が再選1年余が経過するわけですがけれども、保健福祉センター交付金の問題をとりあえず議会報告だ

とか町民の皆さんには回覧文書で、また財源としては新たに交付金が過疎債を充てることになったわけでございます。しかし、この後町長は町民の皆さんにもう一つ約束したわけです。それは少しでも交付金がいいただけるよう最善の努力を重ねていくという約束であります。それは、回覧文書の中にも書いてあったと思うんですけども、その約束は8月までとにかく最善の努力をしていくんだというような断りがあったと思います。これは、町長から申し出た約束ですので現在どのようなになっているか報告する義務があると思います。今それを報告したんだと言えればそれまでですけども、この一年間交付申請を出す前の一年間、空白の一年間をどういうふうに最善の努力をしたかということを知りたいわけです。昨年9月議会の折に交付金確保についての経過報告があったわけですが、令和3年7月27日の時点では厚生労働省より交付要綱上の解釈の誤りと子育て支援センターは別の施設であることは明らかということでその時点では指摘されて回答が来ている訳です。結論は今申し上げましたように要件を満たしていない交付対象外の施設だという回答があったとこれはまあ町から出た資料に書いてあったわけですね。国から言わせれば交付対象外の別の施設を建設してしまったということになるわけでございます。私はこういう形の中で考えると町長の責任を問う前に13億円もする新医療センター等の建設計画の顛末があまりにもいかにも情けない処理かなという事、本当に残念に思うわけでございます。町長その点どうですか

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

町長。

町長（村上孝治君）

通告にないので、お答えを差し控えさせていただきますが、先ほども言いましたように事前協議が終了し、事務の手続を12月に交付申請をさせていただく。このようになっていますので、ご理解を頂きたい。以上です。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

4番。

4番（山本典式君）

町長が回覧文書を出した10月ですか、10月1日にあの時に最善の努力を重ねていくんだと、少しでも交付金をもらうんだという文書は先月の8月までにどういう最善の努力を重ねたか、その約束を履行するためにどのような形で努力をしたのか答弁してください。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

町長。

町長（村上孝治君）

何度も申しますように、事務的に現在まで進めてまいりまして事前協議が終了し12月に正式に交付申請させていただくという事であります。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

4番。

4番（山本典式君）

私聞きますが最善の努力とはどういうことですか。事務的なことだけやったということですか。町長特別、例えばですよ、私が担当者だとすれば町長自身ができる限り早く国県に出向いて、まずは事情説明とを合わせて、東栄町にとって保健福祉センターは絶対必要なんだと強く要望するのが当たり前じゃないですか。それが順序であってスタートじゃないですか。最善の努力のそこらへんどうですか。

議長（原田安生君）

これにはない質問になりますので。

4番（山本典式君）

それは次の質問なんですよ。関連した質問じゃないですか。何言ってるんですか。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

町長。

町長（村上孝治君）

いろいろな経緯の中で来て、こういう最終的な事前協議が終わって交付申請までに至った。このことを理解いただきたい。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（山本典式君）

くどいようですが、私が質問して答える問題じゃないんですよ。むしろ町長が議題に

上げて報告しますと町民に向けてこういう努力をしました、その結果がこうですよと言
べきものではないですか。もう一回答弁お願いいたします。

議長（原田安生君）

はい。質問を続けてください。

4 番（山本典式君）

私はそもそも町長の約束をどの程度信用していいか大変失礼ですけども、そういうこ
と考えていたんですよ。町長のあの時点の1つのジェスチャーか、それとも後付けの言葉
なのか、そういうこと大変申し訳ないけれどそういうことを併せて私は考えておったんで
すよ。ですから今日聞いたんですよ。それだもんで私はジェスチャーじゃなければ本当に
このまま県や国にいったちゃんと申立をして頂くんだというのが経過の中にあるかどうか
という事を私は思ったんですよ。それすらやってないという事ですか。

議長（原田安生君）

通告にないんです。

4 番（山本典式君）

議長、そこまで予測して通告できますか。

議長（原田安生君）

一般質問の内容をよく読んできてください。通告書にある質問をしてください。

4 番（山本典式君）

じゃ全部シナリオを書いてお互いに町長とやり合うんですか。私は町長から当然の義
務だと答える義務なんです。どうですか。

議長（原田安生君）

あなたが言っとるのは、まだ結果が出ていないのにどうしたんだと言ってるわけですよ
ね。だから今我々聞いとっても結果が出てからしか言えんのは私当たり前だと思うんです
が、その辺違いますか。

4 番（山本典式君）

まあ、いみじくも議長が答えてくれたんですけども、結果は出とるんですよ。町長が
最善の努力をするというのは先月の8月なんですよ。町民の回覧文書には事前協議のある
前まで一生懸命で努力をするんだと。最善の努力を重ねていくんだと。そういう文書出て
るんですよ。何もそれ通告しなくてもやったかやらないかの回答じゃないですか。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

町長。

町長（村上孝治君）

あの何度も言うようですが、この状況の中が今までも事前協議を事務的に進めてきました。これ当然我々の行政としての義務でもありますし、それから私の立場の中では以前もお話をしたように国県に対してもそのことを問題視として御願いして参りました。その結果として事前協議が終了し、今後議長が言いましたように12月には正式に交付申請をさせていただきます。こういう事でございます。以上です。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（山本典式君）

とにかくその最善の努力を重ねていくんだということの内容を言うてくれればいいんですよ。どうですか。ですから私の言うのが最善の努力じゃないんですけども最善の努力のスタートはとにかく明日でも明後日でも国と県へ行って実はこういう訳だったんだと、しかし交付金については、こういう財政状況の悪いところだから交付金はとにかく頂きたいと。そういうことをまずお願いするのが最善の努力のスタートじゃないですか。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

先ほど言いましたように、この質問の中には経過とそれからそういう中の項目だから回答させていただきました。ですから努力については我々は必要に応じてやってきたわけです。県においても国においてもそういうことでこれが進んできたんじゃないですか。先ほども実務的にお話ししたように山本典式議員も我々と同じスタンスでいままで行政を歩んできたと思います。そういうことをやってきた状況の中で、こういう状況になるんじゃないですか。じゃ言いますが例えば反問権がないので、そういうことを言ってもいいかわかりませんが、失礼があったら申し訳ないですが、議員としての立場の中で財源が厳しい、じゃそのことをお願いします、私の最善の努力もあります。議会としての状況、財政状況の中で交付金はある財源を最後に見いだすという事は我々もそうですが、ここの地域の中でこれを決めて進むという状況になります。財源を確保する努力は最善の努力をさせて頂く。これは当たり前の話じゃないですか。だから我々も一生懸命今までこの事やってきたわけじゃないですか。ただ以前もいったように要件の該当しないところについては指摘をされ

ました。だからその最善の努力をしながら我々は進んで来て今の状況になった。その経過を先ほどお答えさせていただいたじゃないでしょうか。以上です。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（山本典式君）

私、これ結論が出なければ先に進みません。とにかくそういう町長の考えである時回覧文書で町民の人に対して交付金はもらえないよと前段で書いときながら最後には少しでもいただけるように最善の努力を重ねていきますと書く必要ないじゃないですか。じゃその時、町長が恐らく決裁したもので町長がそういうふうに書いとけて言ったんでしょ。じゃその時頭に浮かんだ最善の努力を重ねていくとどういうことをやるか最善の努力なんて特別な言い回しなんです。表に出せないこともあると思うんですよ、最善の努力の中には恐らく。そういうこと含めてとにかく1億4,200万円貰うんだと町民の皆さんに対して申し訳なかった。とにかく頑張って1億4,200万円貰うんだと、いただくんだということの中で、表のお願いもあるし裏のお願いもあるだろうし。そういうことを含めて町長の頭の中にはひらめいたと思うんですよ。私もそういう経験がありますけれども私はその時まだ係程度のものでしたが、国に行ってお願ひしたことあったんですよ。はっきり言って。内定が下りんうちにやっちゃておかしいじゃないかと、国と県へすぐ出向いたんですよ。私は当然のスタートは国や県に行ってもすぐでも行って、とにかく事情を説明するということがスタートじゃないですか。その言い訳は無いと思うんです、ここで。それを言い訳するって自分で言っというてそれを言い訳するっておかしいじゃないですか。私が言ったわけじゃないんでしょう。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

町長。

町長（村上孝治君）

回答は控えさせていただきます。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

4番。

4番（山本典式君）

とにかく町長がそういう姿勢で町政をやっているということはおかしいじゃないですか。

これすら約束、私はシナリオに書いておいたんですけど。約束は間違いないかと交付申請をするというのは当たりの前なんです。事務的な流れの中で当然なんです。申請しちやいかんということはないですよ、国や県に。ただ国や県が交付申請を出した時にアウトにするのかその可否の問題ですよ。出しちやいかんということは僕は今までのところよっぽどのがなければ。事前協議の前に結論はこれは駄目だと、交付対象外の施設になって別の施設だと回答があったと思うんです。町からの指導があったんですよ。こんなこと当たり前なんです、事務手続きなんか。それ以外でくどいようですが、町長が答えてくれないのでくどく言うんですけど、最善の努力を重ねていくと町長の中ではどうということ言ってるんですか。やっぱり町民の人私もそうですけど、全然格段と差があるんですよ、取り方によって。もう1回答弁してください。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

町長。

町長（村上孝治君）

何度も答弁繰り返すかも分かりませんがこの間その文書出してからもうそうですが、県国に対してはお願いをして参りました。その事務的な進め方としては先ほど言った通りでございますのでその段階でお話をさせていただいたとおり3番目でお答えさせていただきましたが、交付金を受けられない可能性を見据えて過疎債の充当もお願いをして参りました。それから交付金有無の確定の段階で過疎債の必要性が判断できますので先ほど何度も言いますように山本議員も行政経験先ほど存じておる状況ですので、そういう状況の中で今までも進めて参りました。事務的な事前協議は当然あるわけでありますので、その段階で事前協議は既に終了しておるわけで、そして今後はその制度にそった12月の交付申請をさせて頂くと。この状況はわかっているだけでしょうか。ですからその段階の中で今まで我々は一生懸命県にもお願いし国にもお願いし進めていた段階で既に終わっているという状況ですので、ご理解を頂きたいと思います。以上です。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

4番。

4番（山本典式君）

いいです。議長時間がくれば止めますので心配しなくても。ただですね、私はこれで申請して仮にですよ。本当は貰えればそれが一番いいことですけれども。いただけたとしても出発点の町長の町政に対する姿勢が全然なっていないと思うんですよ。私が言ってはおかしいと思いますけれども。全くじゃ頂けたで山本が言うのもおかしいじゃないかと私も責められて困るんですけど、頂ければいいんですよ。いいんですけども、ただ間違い

は町長という役職についていて最初の出発点、これを書いた文書、起案した文書これが町民の人に渡った時にああやってくれるんだなという思いは多くの人にしたと思うんですよ。だから職員の例えば間違いも町長が代わってやったといういろいろな良い方へ理解してくれると思うんですよ。それが最初から、いやあんなことはそういうつもりで言ったんじゃないとか、そういう話しになってくると私はちょっとおかしいんじゃないかと思っておるんですよ。私はもう一つ付け足して言うと、今回本当に残念に思うのは保育園建設の際の失敗を保健福祉センターの建設でほぼ同様の失敗を繰り返したということです。これは町長、副町長も職員としての長い経験の中で実証済みだと思いますけども、補助金や交付金を頂くならまずそれにそった要件ですね、それを理解した上でやらなければいけないということはもう最初の段階でそうではないですか。それを要領間違えてやっとなら交付金を頂けなくなった。本当にそれを考えても施設建設をすること自体がやっぱし力不足だというような結論的に話すつもりでございました。だけれども私はこれから後の質問は時間がないものですから再質問しませんですけども、私この事自体で町長がどういうふうに町政を最後に医療センターを建てて、保健福祉センターも建てて町民に利用してもらったと医療の面でしっかりやってもらったというような中で進めておるかなということを考えていたんですけども1億4,200万それほどの金額じゃないですか。最後に聞かせてください

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

さきほども何度も回答させていただきますが、我々はそういう状況の中でこの交付金の確保のために努力をして参りました。そういった結果の中で最終的な事前協議は終了し、この制度に沿った形の中で12月の本申請をさせていただくということでございますので、この状況で交付金が交付されないことを確定されることを前提とされておるようですが、この状況は本申請をして交付決定を頂いた段階で、その結果がわかる状況ですので、先ほども回答させていただいたように過疎債も含めて年度内にはこの状況は必要性が判断できると思っておりますので、ぜひご理解をお願いしたいと思っております。それから今山本議員がおっしゃるようなこの複合施設が出来て先ほど加藤議員の一般質問の中にありましたように今後の町のために医療・介護・福祉・保健等は連携をとりながらこの町の中で安全安心に暮らしていくために不足する専門職員も1か所でそういう連携をとりながら進めて参るという状況は変わらないというふうに思っておりますので、ぜひ山本議員もこの状況が11月の開院ももう既にあと2ヶ月という状態でございますので、ぜひご理解を頂きたいと思っております。以上です。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

4 番。

4 番（山本典式君）

これ最後にしますけれども、時間ありませんので最後にしますけれども、私はもう出発点からこういう形で町長が約束を守らんと町民とのどういうつもりで言ったか知りませんよ。そんなこと知りませんよ。だけれども町長も頑張ってるんだということも私は理解しました。そういうことさえ守れないと自分で後で勝手な解釈してはそれは困難だと後付けの問題じゃないですか。ですから、私は交付申請をするんだ 12 月にそれはすればいいんじゃないですか。予算をとってあるんですから。それを駄目にするのか許可をしてくれるのかは国や県の判断ですけれども一応の回答は出ているんですよ、非公式にしろ。非公式にしろ出とるし、後から交付金が頂ければこういうふうな形で追加工事やってくれということもそれを止めたという中で過疎債をもらったんでしょ。それがうまく覆るかどうかは知りませんが、例えそれが覆ったとしても私は最初の町民との約束の文書に書いてあった努力を重ねるということが何もやられていなかったと。成り行き任せということの中で私よく分かりました。それでいいとすればいいんですよ。だけど私はそういうことはやるべきじゃないかなと最後まで頑張ってる結果を町民に言った以上は自分の義務なんですよ。報告するべきだと。私の質問が馴染まんという言い方ないんじゃないですか。それは妨害と同じじゃないですか。私はその 1 点だけ。他のことはよく副町長もよく答えておりますし言いたいことはありますけれども。そんな中では東栄町の財政力も体力がなくなっているということは言えると思うんですよ。0.18 これは大きなことなんですよ。それをちょっと議題にしたいと思っておったんですけども。時間ありませんので辞めます。私はそれだけ言っておきます。以上です。

議長（原田安生君）

以上で、4 番山本典式君の質問を終わります。

----- 1 番 浅尾もと子 議員 -----

議長（原田安生君）

次に、1 番、浅尾もと子君の質問を許します。

（「議長、1 番」の声あり）

はい。1 番、浅尾もと子君。

1 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。議長のお許しを得ましたので一括質疑方式で一般質問を行います。今回私の質問は大きく 8 題ございます。町の財政、コロナ対策、国民健康保険料の値下げ、補聴器の購入助成などを求める質問など多岐にわたっております。

よろしくお願いいたします。まず1問目から村上町政の財政は健全化という問題であります。令和4年度一般会計の当初予算の歳入に占める町税は2億8,893万円、地方債つまり町の借金は5億2,690万円を借り入れる予定でありました。伊藤克明副町長は6月議会であと8年くらいは毎年4億円近い償還となると重大な答弁をしました。つまり今後長期にわたって町税収入を超える借金を一般会計から返済していくことになります。そこで伺います。1. 令和3年度末及び令和4年8月末現在の地方債残高つまり借金の全体額はいくらか。またそれぞれの過去の決算額と比較して何番目の水準か伺います。2点目令和3年度の公債費、つまり令和3年度の借金返済額はいくらか伺います。また、過去の決算額と比較して何番目の水準か伺います。第2問目は町民の命と暮らしを守るコロナ対策であります。東栄町民の新型コロナ感染が未曾有の規模となっております。村上町長は8月24日、8月1日からの町内の感染者数が60名に達したことなど受け、感染リスクが高い場所は避けてなど緊急の注意喚起を行いました。感染者数は9月に入ってもとどまるところ知らず9月1日から昨日7日まで一週間で50人の感染が確認されております。特に10歳未満は半数近い24人に上っております。私は町民の命と暮らしを守るため以下質問いたします。1. 町福祉課は8月24日現在、新型コロナの感染者濃厚接触者への買い物支援事業を行っております。私は今年の2月町議として町長に申入れを行い3月議会でも実施を求めた事業であり本当に良かったと思っております。しかし、この買い物支援事業の内容が町民に全く周知されておられません。そこでこの事業の開始日、対象者、支援内容、そして実績を伺います。併せて町独自の感染者濃厚接触者への支援事業が他にあれば伺います。2点目新型コロナ臨時交付金を活用し東栄医療センターへのPCR検査装置の導入を求めたいと思いますが、町の認識を伺います。3点目東栄医療センターの患者さんを守るため待合室などへの空気清浄器の設置を求めたいと思います。町の認識を伺います。この要望は町民から強く求められているものです。診察室や住民健診で診療所内で待っている患者さんは待ち時間が長くて心配だとそういった声を上げております。感染リスクを抑えるため空気清浄器の設置を求めたいと思います。併せて町が空気清浄器の感染予防効果を認識しているか伺います。また11月1日オープンする新たな複合施設診療所、保健福祉センター、子育て支援センターへ空気清浄器を設置する予定があるか伺います。4点目は今感染者が相次いでいる保育園小中学校の管理者並びに保護者の皆さん、また町内の老人施設や障害者施設の管理者や利用者の皆さんから町に対して要望されているコロナ対策を伺います。大きな3問目は新たな複合施設についてです。診療所、保健福祉センター、子育て支援センターの建設事業費と役割について伺います。1. 11月1日オープンとなる複合施設の建設事業費は新築工事請負契約の10億4,060万円で収まるのか伺います。ウッドショックと呼ばれる世界的な木材不足、ロシアによるウクライナ侵攻、急激な円安など建設資材の高騰たくさんの要因がございます。町長は5月25日下川地区の懇談会で参加者から建設費の追加があるかと問われて、即座にありませんと答えました。しかしこういった状況の下、町民の皆さんは保育園と同様に多額の補正が出るのではないかと心配しておられます。一方、町議会が6月16日建設中の現場を視察した際、案内係の徳倉建設社員に私が契約金額の範囲内に収まるのでしょうかと尋ねますと、そうなるように調整中、ものすごく上がってる

ので、ものすごく価格が上がっているということでありまして答えを濁しておられたというを紹介しておきます。2点目は住民健診を複合施設のどこで行うかという質問です。町は昨年9月議会住民健診は複合施設内の診療所で行い、乳幼児健診のみ子育て支援センター内で行うという方針を示していました。この方針は確定したものか伺います。4問目各行政区の事業要望と町民議員の個人要望への対応について伺います。私は議員となって3年半が経過しましたが、これまで町民のみなさんからたくさんの要望を頂き町に伝えて参りました。同時に町も町民から事業の要望を受け付けております。これらの要望の実現に向けたプロセスや進捗が町民にはわからないという声を聞きましたので、全体を整理する意味で以下3点伺うものです。1、町は7月15日各行政区長に宛てて令和5年度当初予算編成にあたって事業要望を提出するようにと依頼を出しております。9月7日現在、各地区から寄せられた要望の合計件数とそのうち未解決の要望の件数を伺います。2、町民や事業者議員が道路等の要望を町に直接伝えたり、文書で提出してよいか伺います。3、町は例年新規の要望だけを提出するように各行政区に求めています。しかし町民から私のもとへ前に出した要望はどうなったのか職員が見に来てくれたけれど何もしてくれない。そういった声が寄せられています。町は各区の事業要望書対応書というものを作成しておりますが、町民にはそこに書かれておる要望の改善策、対応策、対処実施状況といったものが伝わっていないではないかと考えます。私は町が今後の見通しを含めた検討状況を明記した回答文書を区長と要望者に配布するべきだと考えますが認識を伺います。5問目は人工透析の民間クリニック誘致について、町福祉課によりますと人工透析を町内で受けている可能性のある方は今年3月末現在で19人、2年連続で増加しています。町長の公約である人工透析の民間クリニック誘致について、町長は昨年9月議会で複数の団体から問い合わせがあり話を聞いたと答弁しました。しかし、その後町は協議検討の内容は相手があるので答えられないという答弁を繰り返しています。私は実現に向けた意思決定の過程から住民、透析患者を排除したまま透析クリニック誘致を検討することは許されないと考えます。以下2点伺います。1、透析クリニック誘致の具体的な検討状況を伺います。また検討結果をいつ明らかにするのか伺います。2つ目、町が協議相手の名称を含めた検討内容を全く公表しないという措置をとっているのは町そして協議相手いずれの求めによるものか伺います。大きな6問目は国民健康保険料の引き下げを求める質問です。1、愛知県が発表した東栄町の令和4年度の国民健康保険標準保険料率は、医療分で前年度から大幅に減少し愛知県内で最も低い料率となりました。愛知県の基準に従えば町の国保料は大幅に値下げして良いはずですが、なぜ町は令和4年度の国民健康保険料率を前年度と同じ料率に据え置いたのか理由を伺います。2、愛知県の国民健康保険課に伺ったところ、県は令和4年度東栄町に保険給付費等交付金（特別交付金等）として医療分4,000万円後期高齢者支援等分200万円、介護納付金分50万円が交付されるという見込みであって愛知県は東栄町が愛知県に対して収める事業費納付金からその金額全額差し引くというそういう前提でもって標準保険料率を決定したと伺います。しかし私が傍聴した町の国保運営協議会の資料によりますと、事業費納付金に充てられる保険給付費等交付金は医療分の461万円余りでありました。それが私には不思議でなりません。県の試算では国保に加入する町民の皆

さんが支払う国保料の医療分の総額は2,600万円程度といったことでした。しかし町が決定した保険料率に基づきますと約2倍の5,000万円分を国保に加入する町民のみなさんが支払うことになるからです。町は県からの特別交付金などをいったい何に使うのか伺います。3点目新型コロナが自営業者の経営、町民の生活に深刻な影響を与えています。一般会計からの法定外繰入や基金の取崩し、コロナの臨時交付金などを活用し国民健康保険料を緊急に引き下げる考えはないか伺います。7問目は中部蛋白飼料株式会社への悪臭対策を求める質問です。私は町議になって3年余りですが御殿、中設楽の悪臭問題を取りあげて参りました。悪臭は弱くなったりひどくなったりを繰り返しており、未だに解決が見られません。東栄町の行政の指導が強く求められています。そこで伺います。1、中部蛋白飼料株式会社の悪臭に対して寄せられた今年度の苦情件数と町の対応を伺います。2、今年度を実施した臭気測定の実施日と測定結果を伺います。3、当該事業者は乾燥機を新品に取り換える等の改善策をとったか伺います。最後の8問目は補聴器の購入助成を求める質問であります。お隣の設楽町では難聴の高齢者の補聴器を購入する費用また修理、調整する費用を助成する制度を作りました。片耳につき5万円を上限に購入額の2/3、そして修理、調整費も助成するという点が特徴的です。令和3年度には5件の申請があり32万9,600円を助成。今年度にも既に3件の申請が出ており活用されております。設楽町に実施を求めた日本共産党の田中邦利町議に伺いますと議会で取り上げたら、町はすぐに実現に動いたといいます。田中議員は担当課長も町長も声が聞きずらくなることで、社会参加から遠ざかり周囲や家族からも孤立する。そういった悲しい高齢者の姿を目の当たりにしてきたからだろうとそのように話されました。東栄町の高齢者の皆さんも必要なタイミングを逃がさず補聴器を使用できるように町の後押しを求めたいと思います。認識を伺います。以

議長（原田安生君）

1番浅尾もと子君の質問が終わりました。質問に対する回答を求めます。
最初に副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは今日は担当課長が不在でありますので、私から大きな6番と7番についてお答えをさせていただきます。まず、6番目の健康保険料の引き下げを求めるという事で令和4年度の国民健康保険料を前年度と同じ料率に据え置いた理由を伺うという話でございますが、県から示されました納付金を収める為に試算した結果、東栄町は他町村に比べ所得が低く、前年度と同様の率であれば納付金を収めることができると判断したために令和3年度と同じ率を採用したということでもあります。2つ目の町に保険給付交付金が交付されるとその使い道についてのお話でありましたが、医療分の内訳につきましては、保健給付費等交付金、東栄医療センター特別会計繰出金、保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金、保健事業分、特定健診の負担金などがありますが、出産育児一時金などがあり、当初予算を編成する段階で収支の均衡を保つ必要があり納付金の財源として充てているも

のは保険給付等交付金と財政安定化支援事業繰入金になります。後期高齢者支援分と介護納付金分についてはどの程度の交付金が見込めるかわかりませんので、当初の段階では見込んでいません。最終的には県からの交付金を財源とした国民健康保険財政調整基金の取崩しを少なくしております。昨年度の実績でいいますと事業納付金医療給付分に充てた交付金の財源としましては、保険給付費等交付金 652 万 4 千円、保険基盤安定繰入金 874 万 5,117 円、財政安定化支援事業繰入金 167 万 4 千円で合計は 1,694 万 3,117 円であります。保険料率の試算段階では基金繰入金として 295 万円を見込んでいましたが、最終的な繰入額は 27 万 2 千円となりました。3 番目の新型コロナの町民の暮らしに深い影響を与える中で法定外繰入や基金の取崩し、あるいはコロナ臨時交付金を使って保険料を下げる考えはないかという点でございますが、国民保険の被保険者は全体の 25.9%であります。国民健康保険は一会計年度単位で行う短期保険であることに鑑み、原則として必要な支出を保険料や公費で賄うことにより国民健康保険特別会計において収支が均衡していることが重要であるため必要以上に法定外繰入をすることで一般会計を圧迫する恐れがあるため法定外繰入は適当ではないと考えております。基金の取崩しですが、今後における保険料の急激な増加を抑えるため必要でありまして大きな取崩しは将来的に被保険者の負担を増大されるものと考えているため適当でないと考えております。コロナ臨時交付金は一部の被保険者に対し使用することは公平性に欠けるため適当ではないと考えております。国民健康保険は相互扶助により運営される制度であるため所得の低い方には軽減制度があったり、コロナ給付金のような公費投入がされているものと考えます。続いて 7 番目の中部蛋白株式会社への悪臭対策について 3 つの質問がございましたので、一つずつお答えいたします。一つ目の中部蛋白飼料株式会社の悪臭に対して寄せられた今年度の苦情件数と町の対応を伺うということですが、今年度の苦情件数は 7 件で対応としましては現地に赴き聞き取り等により機械故障の有無等を確認し苦情があったことを伝えております。二つ目の今年度を実施した臭気測定の実施日と測定結果を伺うということですが、今年度の臭気測定については、当初 8 月 4 日を予定していましたが雨のため延期となりました。その後延期後の 8 月 18 日も雨のため延期になりました。再度延期しまして 9 月 1 日に実施を予定しておりましたが、雨のため延期しました。次回最終日を決定するために現在委託業者と日程調整中であります。雨の日の採取は他の匂いと混じってしまい正確な数値が出ないため、採取日の前日を含め 2 日間の晴天が必要と聞いております。3 つ目の当該事業者は乾燥機を新品に取り換える等の改善策をとったか伺うとのことですが、乾燥機の製作に必要な部品等の納期の目途が経ったために 9 月下旬から入れ替えを行うと聞いております。また、入れ替え作業には一週間程度かかると聞いております。以上であります。

議長（原田安生君）

次に、総務課長。

総務課長（伊藤太君）

それでは私の方からは大きな 1 番の村上町政の財政は健全かというご質問で、まず 1 番

目令和3年度末及び令和4年8月末現在の地方債残高はいくらか。またそれぞれ過去の決算額と比較して何番目の水準かというご質問ですけれども、令和3年度末の地方債残高は40億1,276万5千円であり過去20年間で1番。令和4年8月末現在の地方債残高は40億481万5千円で、過去20年間で1番であります。2番目の令和3年度の公債費はいくらか、また過去の決算額と比較して何番目の水準かというご質問ですけれども、令和3年度の公債費は4億102万7千円で過去20年間で2番目であります。以上です。

議長（原田安生君）

はい、次に福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

それではご質問のありましたいくつかの点につきまして回答させていただきます。まず大きな2番の町民の命と暮らしを守るコロナ対策をという事で最初のところで町福祉課によれば、町は8月24日現在新型コロナ感染者濃厚接触者への買い物支援を行っている事業の開始日、対象者、支援内容、実績を伺う。その他町独自の感染者濃厚接触者への支援事業があれば伺うについてですが、買い物支援事業につきましては、3月議会で議員よりご質問を頂いておりまして、今年度から始めておりますが対象者の方には新型コロナウイルス感染者と濃厚接触者を対象として保健所から自宅での療養・待機を求められ生活に必要な食料品や日用品等の調達にお困りの方に代わり職員が買い物を代行し自宅にお届けするものです。現在のところこちらの実績についてはございません。その他町の独自の支援についてもございません。続きまして、2番のところの4番目のご質問ですが保育園、小中学校の管理者並びに保護者、町内の老人施設や障害者施設の管理者並びに利用者が町に要望しているコロナ対策を伺うということですがお聞きしているところでは現在のところ施設管理者、保護者、利用者からのご要望はございません。続きまして、3番の新たな複合施設診療所、保健センター、子育て支援センターこちらの建設事業費と役割についてという事でその最初の1番についてでございますが複合施設の建設事業費は新築工事請負契約10億4,060万円で収まるかにつきましてですが、この工事につきましては、現在建設中でございまして、その中で調整をしております。続きまして、その2番目のところのご質問ですが、町は昨年9月議会で住民健診は新たな複合施設内の診療所で行い乳幼児健診は子育て支援センターで行う方針を示した。この方針は確定したものか。こちらのご質問に対する回答でございますが、現在整備しております保健福祉センターは町民に対し健康相談、保健指導及び健康診査、その他地域支援に関し必要な事業を行うことを目的とした施設として健診事業を行う施設となります。住民健診は診療所と併用して子育て支援センター内の診察室で乳幼児健診と共に行う方針です。次に大きな5番ですけれども、人工透析の民間クリニック誘致についてですが、2つご質問を頂いております。最初に透析クリニック誘致の具体的な検討状況を伺う。また検討結果をいつ明らかにするのか伺う。2で町が協議相手の名称を含めた検討内容を全く公表しないという措置は町、協議相手いずれの求めによるものか伺う。こちらの2つのご質問を通して全体での回答になりますが、相手があ

ることですので現段階ではお答えすることはありません。公表できる段階になりましたら公表させていただきます。次に8番の補聴器の購入助成の実現を求める。こちらのところで設楽町では難聴高齢者の補聴器の購入費、修理、調整費を助成する制度を作った。東栄町でも補聴器購入費助成を行う考えはないか伺うとのご質問ですが、議員質問の通り設楽町では障害者の基準に満たない人で医師の意見書を得ることが出来る方に補聴器購入、修理費用の一部を助成をされておりまして県内では北名古屋市、犬山市、稲沢市の3市のみ同様の補助制度を設けております。町では聴覚障害の方に対しまして補聴器の購入または修理に対して助成を行う補装具費支給費制度というものがございます。障害者の補聴器購入制度に当てはまらない方に対して助成を行うのかどうか今後状況を見ながら検討をしていきたいと思っております。以上です。

議長（原田安生君）

はい、次に医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

それでは私の方からは東栄医療センターに関係する質問への回答をさせていただきます。2番の町民の命と暮らしを守るコロナ対策の中で②番の新型コロナ臨時交付金を活用し、東栄医療センターへのPCR検査装置の導入を求めたいが町の認識を伺うの回答でございます。現在医療センターでの新型コロナウイルス感染症検査は抗原キットによる抗原検査と保健所又は民間検査機関への委託によるPCR検査で行っており、対応できているため今のところ導入は考えておりません。今後医師より導入の要望があれば検討してまいります。次に③番の東栄医療センターの待合室等への空気清浄機の設置を求めたいが町への認識を伺う。併せて空気清浄機の感染予防効果を認識しているか伺う。また、新たな複合施設への空気清浄機の設置予定はあるか伺うについてでございます。ご質問にある待合室においては、定期的な換気をし感染対策を行っております。新型コロナウイルスの感染予防には適度な換気が有効とされています。厚生労働省から公表されている文書の中にもエアゾル対策として室内換気を徹底するとございます。また、空気清浄機は換気を補完する目的で使用するものですので、窓を閉めて空気清浄機だけを使用しても十分な効果は得られないことに留意して下さいとも書かれております。医療センターでは医師を始めとする会議で定期的に換気をし感染対策をしていくとしておりますので、今現在空気清浄機の設置は考えていませんし、新診療所においても設置はせず、換気対応をしていく予定でございます。併設する新保健福祉センターと子育て支援センターにおいては、現在使用している空気清浄機を設置する予定としていますが、新たに購入して設置するものではありません。以上です。

議長（原田安生君）

はい、次に教育課長。

教育課長（青山章君）

私から大きな2番町民の命と暮らしを守るコロナ対策の4番小中学校の管理者並びに保護者から町に要望しているコロナ対策を伺うことについて答弁させていただきます。現時点での小中学校からの要望は、小学校から空気清浄機、中学校から検温器、可動式ミスト、コードレスクリーナー等の備品購入の要望があり、9月の補正へ計上させて頂いております。また現時点で保護者からの要望はありませんが、どのような感染対策を行っているのか問い合わせが数件あったと両校長先生から聞いております。以上です。

議長（原田安生君）

はい、次に建設課長。

建設課長（原田経美君）

私からは建設課関連の4番の各行政区の事業要望と町民、議員の個別要望への対応についてお答えします。1番目ですけれども町は7月15日各行政区長宛て令和5年度当初予算編成にあたり事業要望を提出するように依頼をした。9月7日現在各地区から寄せられた要望合計件数とそのうち未解決の要望の件数を伺うということですのでけれども要望につきましては、いろいろな分野で要望を頂いていますが道路等の要望が多いため私から建設課のお答えをします。また、令和5年度事業要望につきましては、現在取扱中ですので9月7日現在ということでお答えします。要望につきましては平成17年度から対応書が存在していますけれども平成30年度に区長さん立会いのもと、見直しを行っております。その際には要望箇所が分からないものや解決したものを削除しておりますので、要望件数ははっきりとは分からないものとなっております。また、国県道につきましては、建設事務所等に依頼していますが対応については連絡をいただいたものもありますけれども、いただいていないものもありますので、精査できていません。建設課関連の未解決の要望は164件あります。それから2番目の町民や事業者、議員が道路等の要望を町に直接伝えたり文書で提出してよいか伺うのですが、要望につきましては、区の意向や優先順位もあるため区から提出して頂きたいと思います。大きな崩落や倒木など緊急を要する要望につきましては連絡をお願いします。3番目の町は例年新規要望だけを提出するよう各行政区に求めている。それから町は各区事業要望書、対応書を作成しているが町民には要望の改善策、対応策、対処、実施状況が伝えていないのではないかと。私は町が今後の見通しを含めた検討状況を明記した回答文書を区長と要望者に配布するべきと考えるが認識を伺うのですが、要望は毎年対応書に記入していますので新規事項を要望するようにお願いしています。要望箇所は確認をして対応を考えていますが、緊急性が高くても大きな予算が伴うものもありますので、すぐに実施することは難しいものとなっております。対応書は区会等の資料として渡しております。

以上です。

議長（原田安生君）

執行部の回答が終わりました。ただ今の回答に対しまして、再質問はございませんか。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

それでは2問目のコロナ対策に関して再質問致します。PCR検査の装置について前向きな回答が得られませんでした。私はお隣設楽町町立つぐ診療所の取り組みを紹介したいと思います。つぐ診療所はPCR検査装置を導入しておりまして診療所の方によりますと高齢者が設楽町には多く、新城保健所まで検体を持って行けない。町職員が運んでいたが事業者から提案をうけて導入したというものでした。また、設楽町によりますと検査装置の本体価格は130万円程度。検査キットの費用はギリギリ診療報酬でカバーできるということでした。検査室を持たないつぐ診療所では診察室の一角で看護師が検体を装置にかけています。二重三重にも撒かれたビニールを解いたり手間と時間がかかるとはいいますが、そんなに難しい作業ではないとのことでありました。そして一人15分で結果が出るというところに最大の利点があると私は考えます。一方、東栄医療センターでは、発熱外来を受診した患者はPCR検査を受けるためには自分で新城保健所まで検体を届けるか、保健所職員が東栄町まで取りに来なければなりません。結果が出るのは翌日以降です。事務長は8月の臨時会でPCR検査は原則個人の持ち込み。検査体制は賄えていると答弁しましたが、私は感染の恐れがある患者さんが新城保健所まで走っていくということが適切な検査体制とは到底思われません。町は新型コロナの対策のため国の臨時交付金を数億円受け取ってきました。財源は充分にあったはずですが、再度PCR検査体制の整備を強く求めて4問目の再質問です。2の4番、主には保育園、小中学校への影響が非常に大きいということ。この間いろんな方から伺ってきましたが、保護者の方からは要望は特に出ていない。そのような答弁でした。私が聞き取った要望をお伝えして再質問したいと思います。まず私が東栄町に聞き取りをしましたところ新型コロナに感染して欠席している児童生徒は6日現在で小学校が15人、中学校が5人、さらに保育園では7日現在で68名の内約7割が休まれているということです。この人数には感染者濃厚接触者だけでなく、感染の不安から登校登園を自粛している子を含むといいましても大変な影響であります。私自身、東栄町で起きている未曾有の困難について認識を改めました。先生方、職員の方々そして担当課の皆様のご苦労は想像絶するものと察します。一方私が保育園の保護者の方にお話を伺いますと、例えば感染者が一人二人のうちに園を閉鎖してほしかったという意見が聞かれます。文科省は今年8月19日に学級閉鎖の判断基準をガイドラインで改めて示しました。同じ学級の中で複数の児童生徒等の感染が判明した場合等学校内で感染が広がっている可能性が高い場合には学級閉鎖を実施するとこのような判断を明確に示しております。ここで町にお伺いしたいと思います。保育園及び小中学校でこのような文科省が示しておるような基準に基づいて学級閉鎖、休園、休校とすべきする事態は起きていなかったのか伺います。

（「議長、教育長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、教育長。

教育長（佐々木尚也君）

お尋ねの件、学校の方について私の方からお話をさせていただきます。先ほどのご質問の中で感染者が15名というお話しがございましたけれども、これについては感染者ではございません。全てがということですので、誤解のないようにください。学校の場合には、やはり自分が感染している方と同じ空間にいて感染しては心配だということで欠席される方もいらっしゃいます。それから平常の発熱等でご欠席をされるコロナかどうかは明確ではございませんけれども、もし感染をしていて他の人にうつしてはいけないとかいう配慮からご欠席して頂いている方も、いらっしゃるのが現状でございます。で先ほどの議員のご指摘のような数値になっているかというふうに思います。それから8月22日段階で二学期の再開に向けまして学校再開に向けまして状況を保護者の皆さんに文書でご案内を申し上げました。ご指摘の通りどういう場合に学級閉鎖をするのかあるいは、それが拡大して学校を休業状態にするのかいうふうなことについてもお知らせがしてございます。それに満たないものですから、そういう措置は取っていないというのが現状でございます。あと保護者の皆様からの声の中には出来れば学校は続けていただいたいというふうなご意見を前回の時もお持ちいただきましたし、3か月の休業を取った時にも出来れば学校へ出したいとか、それに今も感染者、陽性者の場合は10日間自宅待機が求められていますが、少し早く出すことは出来ないかというような声を聞く場合もございますというのが小中学校における現状でございます。以上です。

（「議長、福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

それでは保育園の現在のコロナの対応状況につきまして、御回答致したいと思います。先ほど議員おっしゃられましたように厚生労働省からの通達もございます。その中でもやはり保育園自体を実際に保育にける子供さんが通っていただくための施設でございますので、基本的には保護者の労働というのかそういったもののためにどうしても受け入れをしないといけないという部分がございますけれども、ただ現在のコロナの状況が先ほど園児の7割が休んでいるというお話が園の方からお聞きし、実際にはそういった状況も把握しておりますけれども、実際には今のところは引き続き、開園して最低限の形で開所するということが国の方から示されております。実際に今現在は日常では検温とか手指消毒等あとは園内の消毒の方は行っておるわけですが、今回陽性者が結構10歳未満の子供さんに対して出たという事で東栄チャンネル等で周知がなされているところであります

が、こちらにつきましては陽性者が出た場合には県の関係機関、保健所と連携し感染者の状況を把握して一部休園にするのか全部休園にするのか、そのあたりは自治体で判断してくださいということでございました。保健所とも実際にその状況を報告して判断をするわけですが、また保育園医の先生にも今の状況を連絡をとりまして実際に一部にするのか全部休園にするのかということも検討をしました結果、まずは保護者の方に陽性者が出ているクラスの子供さんの登園を控えていただくようにご案内しまして、休園という形ではなくて園を引き続き開所できる形で対応を現在のところしております。この状況を見て、また今現在出ているクラスの陽性者がいくつかのクラスにまたがった場合には、町として園自体を休園するかどうかはそのあたりは最終的に判断しないといけない状況でございます。以上です。

（「議長、1 番」との声あり）

議長（原田安生君）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

それではもう一つ関連してお聞きしたいと思います。私が保護者の皆さんからお聞きした話、また今の執行部からの報告でありましたように感染が心配で登園登校できないという子供さんが現にいるということを伺いました。もっとも今求められているのは保育園の中又は学校の中で感染拡大を防ぐことだと私は考えます。第7波が感染終息しても第8波、第9波と繰り返すことになるかもしれませんので、しっかり備えていただくということを考えていただきたいと思います。そこでお尋ねいたします。感染者が出た場合、希望する児童生徒や教職員がすぐにPCR検査を受けられる体制を求めたいと思います。併せてPCR検査が無理であれば児童や生徒、保護者、教職員全体にですね抗体検査キットだけでも配布して大規模に検査を行う事で感染を抑えていく。このように求めたいと思います。この点お伺いしたいと思います。

（「議長、教育長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、教育長。

教育長（佐々木尚也君）

はい、ご指摘の件でございますけれども学校においては、実はご家庭のご家族皆様の検温等をお願いしているところでございます。熱があるとか異常がある時点で、もう学校にはお越しいただかないようなご配慮それぞれ保護者の皆さんに対応して頂いておりますので、そのような状況について整理を今現在、学校として持つということは必要はないかなと考えております。当然議員ご指摘の通り学校が感染の下にならないということについては十分な配慮が必要だと思いますが、これは第7波に至るまで6波、5波も学校が開校の状況

で感染が広がったという事例は大変少くのうございます。マスクとか検温、先ほど言いました健康管理の徹底とか給食の際の対応等によって、あるいは学習活動の合唱とか、そういったものの自粛とかそういうようなことによって、充分守られているものというふうに現状判断しておりますので、そういうふうに考えています。以上でございます。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

P C R検査を受けれるかという問題なんですが、症状のある方についてはP C R検査を行うか抗原の提出の検査を行うか別といたしまして、医療センターの方で検査を行う事は可能です。以上です。

（「議長、福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

保育園の関係につきましてですけれども、保育園につきましては今現在、愛知県さんの枠で愛知県さんの方からいくらかの抗原検査の検査キットの方を頂いておりますので全員にということとはできないんですけれども緊急性のある子供さんに対しては、抗原検査を行うということは可能でございます。また町といたしましてもコロナ臨時交付金の際の費用で抗原キット、抗原検査のキット等も購入してございますので、そういったもので対応できれば対応したいと思っておりますけれども、まずは感染が拡大しないように関係する子どもさんについては、まずは休んで頂いて状況を見て皆さん登園していただくという形をとりたいと思っておりますので、現状のところ各園児の保護者の皆さんには登園を控えていただくような形をとっております。以上です。

（「議長、1 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

ご答弁を頂きました。教育長からのご答弁では学校現場が感染の原因になったという例は少ないという趣旨のご発言があったかと思えます。しかし東栄町における現在の感染状況をみるところ 10 歳未満の方が 24 人感染者がこの 1 週間だけで出ているという異常事態だということは認識しなければいけないと思えます。一部では検査ができる体制があると

というようなご答弁ではありますけれども、やっぱり子供たちを守る。そして子供たちからご家庭に感染が広がる。そして町の機能が失われてしまう。そういったことがないようにぜひ町長がリーダーシップを発揮してこの感染状況を検査と隔離の措置など適切に行うことで切れぬけていただきたいと求めまして、私の一般質問を終わり致します。

議長（原田安生君）

以上で、1 番浅尾もと子君の質問を終わります。

以上で、本日の日程一般質問を終了致します。本日はこれにて散会といたします。